

2021年9月

お客さま各位

東山口信用金庫

未利用口座管理手数料の改定のご案内

平素より、東山口信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

東山口信用金庫（理事長 松原 正雄）では、令和2年10月1日（木）以降に新規開設をいただいている普通預金口座および貯蓄預金口座を対象に、当金庫の規定に基づき「未利用口座管理手数料」をいただくこととしておりましたが、この度、不正利用防止に、より積極的に取り組むため、全ての普通預金口座および貯蓄預金口座を対象としますので、下記のとおり当金庫規程を改定させていただきます。

当該手数料は、2年以上ご利用の無い普通預金口座および貯蓄預金口座を対象とするものであり、日頃からお預入れ、払戻し、口座振替等のお取引をされている口座は対象となることはございません。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1、改定時期

2021年10月1日（金曜日）

2、改定箇所

「対象口座」を一部変更・追加

3、対象口座（変更箇所は太字、アンダーラインで表示）

以下の①～⑦を全て満たす普通預金口座（総合口座を含む）および貯蓄預金口座を対象といたします。

① 2020年10月1日以降、最後のお預入れまたは払戻し（当該普通預金の利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除く。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない口座。

② 融資残高がないこと。（貸越専用口座は除く）

③ 同一店舗に定期預金、定期積金、財形、国債、保険など預かり金融資産がないこと。（将来的に受取口座になる場合は除く）

④ 口座振替依頼が付与されていないこと。ただし、2年間以上口座振替が無い場合は対象といたします。

⑤ 後見支援預金口座でないこと。

- ⑥ 相続預金口座でないこと。
- ⑦ 口座残高が 10,000 円未満であること。

※ 盗難、紛失などにより利用が停止されている口座、通帳レス口座も対象とします。

4、手数料金額

年間 1,320 円（消費税込）

5、未利用口座管理手数料のご案内について

- 本手数料の対象となる口座をお持ちのお客さまに、お取引状況をお知らせする文書「ご案内」をお届けの住所に事前に送付させていただきます。（「ご案内」が延着または到達しなかった時でも通常到達したものとみなします。）
- ご案内後、一定期間（約3か月）経過後もお取引がない場合に、当該手数料を対象口座から引落としさせていただきます。

6、口座の自動解約について

- 残高不足などによって未利用口座管理手数料の引落しが不能になった場合は、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、この口座を自動的に解約させていただきます。
- 一部ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、および解約させていただいた口座の再利用には応じ致しかねますので予めご了承ください。

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問合せください。

